

※ [2・3号認定]利用者負担額基準額表(平成31年度版) ※

階層区分	定義	利用者負担			
		3歳未満		3歳以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層 (特第2階層)	町民税非課税世帯	4,500 (0)	4,400 (0)	3,000 (0)	2,900 (0)
第3階層 (特第3階層)	町民税所得割課税額 48,600円未満	9,800 (4,500)	9,600 (4,400)	8,300 (3,000)	8,100 (2,900)
第4階層 (特第4階層)	町民税所得割課税額 57,700円未満	15,000 (4,500)	14,700 (4,400)	13,500 (3,000)	13,200 (2,900)
第5階層 (特第5階層)	町民税所得割課税額 77,101円未満	15,000 (4,500)	14,700 (4,400)	13,500 (3,000)	13,200 (2,900)
第6階層	町民税所得割課税額 97,000円未満	15,000	14,700	13,500	13,200
第7階層	町民税所得割課税額 169,000円未満	22,300	21,900	20,800	20,400
第8階層	町民税所得割課税額 301,000円未満	30,500	29,900	29,000	28,500
第9階層	町民税所得割課税額 397,000円未満				
第10階層	町民税所得割課税額 397,000円以上				

※カッコ内の金額(特第2階層～特第5階層)は、ひとり親世帯又は在宅障がい者のいる世帯に該当する場合の保育料です。

○多子軽減 該当する階層区分で軽減率が異なります。

階層区分	軽減率
第2階層～第4階層 特第3階層～特第5階層	保護者と生計を一にする兄弟から数えて2人目以降無料 ※父母等が税法上の扶養としていることを条件としています。
第5階層以降	小学校就学前までの兄弟から数えて2人目半額、3人目以降無料

○五戸町保育料軽減事業

上記の多子軽減のほか、以下の条件を満たす場合に、保育料が1/3に軽減されます。

階層区分	年齢	兄弟姉妹における順番
第5階層～第6階層	0歳～2歳	高校卒業までの兄弟から数えて第3子以降に該当する場合